

# 大館市農業委員会総会議事録

令和4年2月14日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和4年2月14日（月）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1 番	渡邊 久留美	8 番	高坂 千悦	15 番	糸屋 由衛門
2 番	石山 元一	9 番	藤盛 久登	16 番	菅原 和久
3 番	阿部 重信	10 番	菅原 一成	17 番	虻川 マキ子
4 番	斎藤 重春	11 番	小畑 美恵子	18 番	安部 幸美
5 番	小林 大樹	12 番	富樫 英悦	19 番	渡邊 久雄
6 番	小畑 純市	13 番	畠山 繁司		
7 番	伊藤 昇	14 番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	3 番	阿部 重信		5 番	小林 大樹
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 5 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 5 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 6 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 7 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）



## 議長

ただいまの事務局の業務報告について、ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、承認するものとして議事に入ります。

初めに、議案第5号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

23 ページをお開き願います。

議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分(許可、不許可の決定)について意見を求める。

令和4年2月14日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

24 ページをお開き願います。

内訳は、No.12 からNo.17 までの6件で、地目は田 37,781 m<sup>2</sup>、畑 2,976 m<sup>2</sup>、面積合計は 40,757 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、「経営拡張」が、No.12 からNo.15 までの4件、「受贈」がNo.16、No.17 の2件となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項第1号から第7号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第5号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 5 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

**議長**

次に、議案第 6 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

**局長**

27 ページをお開き願います。

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

28 ページをお開き願います。

内訳は、No.2 からNo.5 までの 4 件で、地目は田 753 m<sup>2</sup>、畑 2,142 m<sup>2</sup>、合計 2,895 m<sup>2</sup>であります。

No.2 の転用目的は、不動産の売買、賃借等を行っている法人である譲受人が、造成し、住宅分譲地としようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、市立桂城小学校の北、約 1km に位置する第 1 種住居地域の第 3 種農地で、農地法の運用第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)、「都市計画法に定める用途地域に定められている」に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてあります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は

無いものと考えます。

No.2 の位置図及び配置図は、30、31 ページに記載のとおりです。

次に、No.3 について説明いたします。

No.3 の転用目的は、祖父所有の畑を譲受け、申請人が居住する住宅を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、扇田小学校の南西、3kmに位置する、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。農地法の運用第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)、「周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3 の位置図及び配置図は、32、33 ページに記載のとおりです。

次に、No.4 とNo.5 について説明いたします。

譲受人が同じで、申請地を一体として利用する計画であることから、合わせて説明します。

転用目的は、各種の配管製缶諸機械据付の施工等を行っている法人である譲受人が造成し、資材置場としようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、市立北陽中学校の東、約300mに位置する第2種農地で、農地法の運用第2の1の(1)のカの(ア)、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等」に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであ

りますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.4 の位置図及び配置図は、34、35 ページ、No.5 の位置図及び配置図は、36、37 ページに記載のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.2、No.3 の現地調査の結果を議席番号 13 番の 畠山 繁司 委員、No.4、No.5 の現地調査の結果を議席番号 14 番の 浅利 瑞穂 委員よりご報告願います。

## 13 番

13 番の 畠山 繁司 です。

議案第 6 号No.2、No.3 について、去る 2 月 3 日に 浅利 瑞穂 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.2 についてであります。申請地は 30 ページの位置図になります。

この場所は、大町方向から主要地方道大館十和田湖線を御成町方向へ向かい、大館橋を渡り 100m ほど直進、市道中道 3 丁目 2 号線へ左折、約 100m 直進した左側の農地で、畑として管理されていました。

31 ページの配置図にありますように、既存の畑 2 筆を必要面積分、分筆し二区画の分譲宅地を造成する計画です。

転用にあたって、碎石盛土を 70 cm 行い、北側は市道、東側は道路、西側は素掘り側溝、南側は分筆後の農地で、西側、南側の境界には L 型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。碎石敷きにより雨水等は地下浸透、自然流下とし、大雨時は市道側溝へ流出させるものです。

分譲後の污水、生活雑排水等は公共下水道を利用する計画で特に問題は無いものと見てまいりました。また、大館土地改良区の意見書も添付されていることを申し添えます。

次にNo.3 についてご報告いたします。

申請地は 32 ページの位置図になります。

この場所は、扇田方向から市道 水無扇田線を釣田方向に進み、犀川を渡り、釣田集落の市道 達子森釣田線と交差する十字路の角地の農地で畑として管理されていました。

33 ページの配置図にありますように、祖父母、両親と同居する孫が、自身の住宅を建てるもので、近隣に適当な土地が無いため、祖父の所有する畑を分筆し、一般住宅を建築するものです。

転用にあたっては、表土を除去、砕石敷きで四方とレベルを同じくし、土砂等の流出を防ぐ計画です。東、南側は市道、北側は宅地、西側は畑で、北側から南側に勾配があることから、雨水排水は自然流下、大雨時は南側市道側溝へ流出させる計画です。

汚水、生活雑排水は、公共下水道を利用することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 14 番

14 番の 浅利 瑞穂 です。

議案第 6 号の No.4、No.5 につきまして、去る 2 月 3 日に 畠山 繁司 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

No.4、No.5 は関連がありますので合わせてご報告いたします。

申請地は 34 ページ及び 36 ページの位置図になります。

この場所は、国道 7 号を大館方向から白沢方向に向かい、石垣プラントを過ぎた左側の市道 二中長面袋線に入って約 120m 直進した右側の第一日昭工業大館支店の敷地裏のそれぞれの農地で、休耕地として管理されておりました。

35 ページ及び 37 ページの配置図にありますように、事業者である第一日昭工業は金属加工・組み立て・設置工事を行っているが、需要増加に伴い敷地内の資材置場が手狭となり、材料加工に使用する一時製品であることから積み上げ保管ができず、平積み保管できる場所が必要となり、会社敷地に隣接する農地 2 筆を周囲の原野と一体で資材置場として利用しようとするものです。

転用にあたり、平均で 1m の盛土工を施し、高低差のある北側、南側は法面保護により土砂等の流出を防ぎ、南側、東側は会社敷地と隣接しており、現状の高さに

合わせた造成を行うものであります。

汚水、生活雑排水の発生は無く、本案件について特に問題はないものと見てまいりました

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

### 議長

ただいま、畠山 繁司 委員、浅利 瑞穂 委員から、現地調査の結果報告があった議案第6号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第6号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

### 議長

次に、議案第7号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

38 ページをお開き願います。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和4年2月14日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

39 ページをお開き願います。

令和3年度 農用地利用集積計画(第11号)の新規に利用権を設定するものが記載されております。

39 ページから 47 ページには、令和3年度 農用地利用集積計画(第11号)の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新-301 から新-432 の 132 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間1年が4件、3年が18件、4年が1件、5年が78件、6年が3件、7年が2件、10年が26件で、地目田の面積が663,914 m<sup>2</sup>、畑が21,708 m<sup>2</sup>、面積合計は685,622 m<sup>2</sup>であります。

次に、48 ページから 53 ページには利用権を再設定するものが記載されております。

再-255 から再-341 までの 87 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間1年が5件、3年が67件、5年が9件、7年が1件、10年が5件で、地目田が510,576.62 m<sup>2</sup>、畑が866 m<sup>2</sup>、面積合計は511,442.62 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第7号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、「40 ページの新-323 を除いた 39 ページの新-301 から 47 ページの新-432 まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、「新-323を除いた新-301から新-432まで」について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

**議長**

次に、40ページの「新-323」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号12番 富樫 英悦 委員は退席願います。

( 12番 富樫 英悦 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「新-323」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号12番 富樫 英悦 委員は入室をお願いします。

( 12番 富樫 英悦 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、「再-263、269から277、328、329、336を除いた48ページの再-255から53ページの再-341まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、「再-263、269から277、328、329、336を除いた再-255から再-341」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

**議長**

次に、48 ページの「再—263」、49 ページの「再—272 から再—277」、52 ページの「再—329」について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 12 番 富樫 英悦 委員は退席願います。

( 12 番 富樫 英悦 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「再—263」、「再—272 から再—277」、「再—329」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 12 番 富樫 英悦 委員は入室をお願いします。

( 12 番 富樫 英悦 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、48 ページの「再—269 から再—271」について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 5 番 小林 大樹 委員は退席願います。

( 5 番 小林 大樹 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「再—269 から再—271」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 5 番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

( 5 番 小林 大樹 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、52 ページの「再—328」について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 1 番 渡邊 久留美 委員は退席願います。

( 1 番 渡邊 久留美 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「再—328」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 1 番 渡邊 久留美 委員は入室をお願いします。

( 1 番 渡邊 久留美 委員 入室し着席 )

**議長**

次に、53 ページの「再—336」について審議します。

恐れ入りますが、議席番号 2 番 石山 元一 委員は退席願います。

( 2 番 石山 元一 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、「再—336」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 2 番 石山 委員は入室をお願いします。

( 2 番 石山 元一 委員 入室し着席 )

**議長**

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

**局長**

・当面の行事日程について説明する。

**議長**

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

**議長**

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

**議長**

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 35 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 2 月 14 日

議 長

---

議事録署名委員 3 番

---

議事録署名委員 5 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第5号 No.12	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市釈迦内字和田・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市釈迦内字長面・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市釈迦内字長面・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人の目的は農業経営であり、保有している機械の能力や農作業従事者の状況等からみて、今後、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)法人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)法人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月2日、藤盛久登 農業委員と島山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第5号 No.13	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定	
土地の所在	大館市釈迦内字桑原・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		大館市松峰字西松峰・・・
	譲受(借)人	氏 名
		大館市釈迦内字長面・・・
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人の目的は農業経営であり、保有している機械の能力や農作業従事者の状況等からみて、今後、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)法人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)法人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月2日、藤盛久登 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第5号 No.14		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市二井田字寺後・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字中台・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市字水門前・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の個人に貸付し耕作が行われてきたが、今後は、引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月1日、小林大樹 農業委員と富樫覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第5号 No.15	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市本宮字熊ノ下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		神奈川県横須賀市久里浜6丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市本宮字熊ノ下・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月1日、小林大樹 農業委員と富樫覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第5号 No.16	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山田字一本柳・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市山田字山田・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市山田字山伏沢・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきており、今後も、新規就農者として正式に本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月1日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第5号 No.17	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町独鈷字橋場・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町新館字駒橋屋布・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町新館字駒橋屋布・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、同一世帯内の後継者へ贈与することが目的であり、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、2月1日、渡邊久雄 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない